

第3款 森林吸収源対策の推進

1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

【現状と課題】

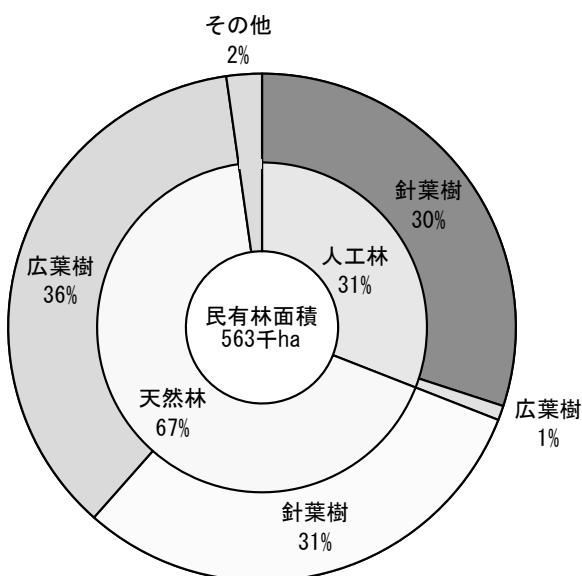
本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる611千ha（平成29年4月現在）で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めています。

これらの森林は、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、近年、木材価格の長期低迷や木を使わないライフスタイルへの変化等により、林業生産活動が停滞しており、森林施業が行われていない人工林等が広く存在しています。

このため、こうした人工林等の森林整備を推進し、吸収源としてカウントできるFM林²⁰を増加させる必要があります。

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積

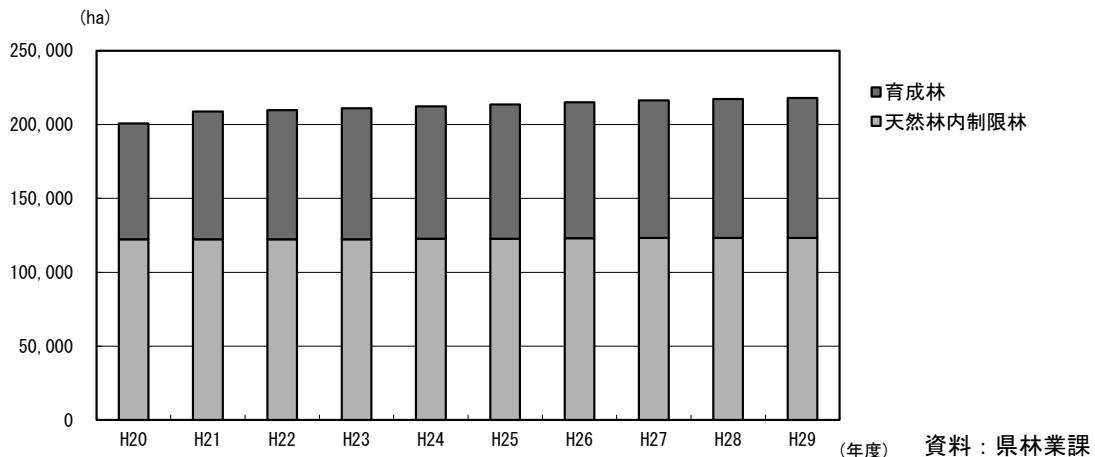


(注) 1 県林業課「地域森林計画書」（平成29年4月）

2 その他には、竹林、更新困難地、未立木地を含む。

資料：県林業課

図表 1-3-2 県内のFM林面積の推移



20 FM林：Forest Management 林の略。森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
林業課	森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千ha	215	218	224 (H32)	220	99.1%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 森林整備の推進

ア 次世代林業基盤づくり事業、林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業）

[林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

(次世代林業基盤づくり事業)

【平成29年度実績】間伐（512ha）、林内路網整備（84路線）、高性能林業機械導入（2台）等

【平成30年度内容】間伐（395ha）、林内路網整備（98,286m）、高性能林業機械導入（4台）等を予定。

(林業・木材産業等競争力強化対策事業)

【平成30年度内容】間伐（163ha）、資源高度利用型施設（2ha）、林内路網整備（37,769m）、高性能林業機械導入（4台）等を予定。

(造林事業（育成林整備事業）)

【平成29年度実績】森林整備面積：1,887ha

【平成30年度内容】森林整備面積：2,298ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【平成29年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（751ha）、住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（186ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビ番組、チラシ配布、イベント開催時の広報、公共施設や集客施設での広報ポスター掲示、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【平成30年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅メーカー等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

<県産材製品消費量>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
県産材製品消費量	—	—	9,264	17,315	19,672

(2) 保全林等による保護・保全措置の推進²¹

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は自然保護協力奨励金として1,076件、2,858千円、立木損失補償金として257件、14,484千円を交付。平成30年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保全林の指定の促進 [森林保全課]

水源涵養、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保全林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保全林の適切な管理に努めています。

【平成29年度実績】17件、154haの森林を保全林に指定。13件、3haの保全林の指定を解除。

【平成30年度内容】52件を指定見込み。

ウ 治山事業（水源地域等保全林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

【平成29年度実績】森林の整備を16箇所実施。

【平成30年度内容】森林の整備を8箇所実施予定。

(3) カーボンオフセット・クレジットの取得²²

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【平成29年度実績】県営林で平成25、26年度の吸収量として取得したカーボンオフセット・クレジット119t-CO₂を販売。

【平成30年度内容】県営林で平成25、26、27年度の吸収量として取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

<県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29
取得 (t CO ₂)	172	231	259	—	470
売却 (t CO ₂)	76	118	147	130	119

21 保全林：水源涵養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

22 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

23 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合せ（相殺）する考え方。